

# 志木市後見ネットワークセンター便り

## 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」について

(公社) 成年後見センター・リーガルサポート埼玉支部 支部長 吉田剛

平成29年に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画では、後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定支援の在り方についての指針の策定に向けた検討を行うこととされています。

現行の成年後見制度は、平成12年から施行されています。超高齢社会において、制度の利用者は右肩上がりに増加してきましたが、平成25年から増加の伸びが鈍化してきています。これは、制度の利用をメリットに感じない方が多くなってきている現れと考えられています。

そこで、利用者がメリットを実感できるような制度・運用となるには、後見人がその裁量において行う後見事務が意思決定支援の考え方に沿って行われる必要がありますが、そのためには、後見人による意思決定支援の在り方について、具体的で実践可能な指針が策定される必要があるという認識が共有されてきました。

これを受け、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体(日本弁護士連合会、(公社)成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会)をメン

バーとするワーキンググループを開催し、意見交換を重ね、さらに当事者団体からのヒアリングを経

て、本人の視点を踏まえた指針の策定に向けた検討を進め、令和2年10月30日にガイドラインの公表に至りました。



### ガイドラインの内容は

このガイドラインは、親族後見人や市民後見人を含めて、後見人、保佐人、補助人に就任した者が、意思決定支援を踏まえた後見等事務をできるように、役割の具体的なイメージを示すものです。

制度利用されている方であっても、意思能力の全てが失われるというわけではありません。本人の状態に応じて、意思決定に必要な情報を提供したり、本人が「自分で決める」ことを支援することを「意思決定支援」といいます。

ガイドラインでは、後見事務において、意思決定支援を踏まえた後見事務を行う際のプロセスや、意思決定支援を尽くしたけれども本人が意思を決定することが困難な場合などに行う「代行決定」のプロセスを示しています。

意思決定が必要な場面の全てにおいての利用は想定されていません。例えば、居住用不動産の売買や施設入所を検討するような場合になど。本人にとって重大な影響を与えるような契約等をする場合は、後見人等も意思決定支援をすることになります。



## 意思決定支援研修について



このガイドライン策定を受けて、チームによる意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の取組みを全国的に進めるため、厚労省は全都道府県で「後見人等への意思決定支援研修」を開催することとしています。

埼玉会場は2月4日に完全オンラインにて実施されました。研修は意思決定支援と代行決定に関する基本的な考え方に関する講義、ロールプレイ、事例紹介、ディスカッション研修の組み合わせとなっています。ZOOMのブレイクアウト機能を使い、講義からディスカッションへ移行したり、事例画面に移行したりと新しい時代の研修を実感することができました。

研修において、一番強調されていたことは、意思

決定支援の原則として、「全ての人は意思決定能力があることが推定される」という点です。（本人には決める力があるという前提で関わること重要になります。代行決定が許容される局面は限られるということです。）

意思決定支援は今後の後見実務において必ず押さえておかなければならない考え方ですので、実務に携わっている方で未受講の方は、是非令和3年度の研修への参加をご検討ください。



## 他にもある意思決定に関するガイドライン



実は、今回紹介した「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」以外にも様々な場面で利用が想定されているガイドラインがあります。

- ① 障害福祉サービス等の提供にかかる意思決定支援ガイドライン(平成29年3月策定)
- ② 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン(平成30年6月策定)
- ③ 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン(平成19年策定(平成30年改訂))
- ④ 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン(令和元年5月策定)

後見事務においても利用できる場面があると思います。例えば、新型コロナウイルスのワクチン接種について、本人に身寄りがない場合には④を参考に接種を受けるか否かを判断する必要があると思います。是非、これらのガイドラインも厚労省のホームページで参考にしてみてください。

発行：志木市基幹福祉相談センター（志木市後見ネットワークセンター）

連絡先：048-456-6021（直通）

E-mail：kikan-soudan@susumerukai.net

**次回の発行は令和3年7月の予定です。**